

岐阜県公報

目次

条 例

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
岐阜県公立小中学校等情報機器整備基金条例

(人事課)
(義務教育課)

三二

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(条例第一号)

一 国家公務員に準拠し、次のとおり災害応急作業等手当を支給することとした。(第二〇条関係)

1 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある「災害救助法」が適用された市町村の区域内の現場において、巡回監視又は応急作業等に従事した場合、従事した日一日につき二、一六〇円の範囲内で支給することとした。

2 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、「災害対策基本法」により設定された警戒区域等で災害状況の調査等に従事した場合、従事した日一日につき二、一六〇円の範囲内で支給することとした。

3 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣され、心身に著しい負担を与える災害応急対策作業に従事した場合、従事した日一日につき二一〇円の範囲内で支給することとした。

二 一に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

三 この条例は、公布の日から施行し、令和六年一月一日から適用することとした。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(条例第二号)

一 国家公務員の特殊勤務手当の額の改定に鑑み、次のとおり改正することとした。(第二〇条関係)

1 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

において、災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣され、災害応急対策作業に従事した職員に支給する災害応急作業等手当の上限額を改定することとした。

2 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において、遭難者の捜索救助その他の危険又は困難を伴う救援等の業務に従事した警察職員に支給する警察職員手当の上限額を改定することとした。

3 その他所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行し、令和六年一月一日から適用することとした。

岐阜県公立小中学校等情報機器整備基金条例（条例第三号）

一 公立小中学校等における情報機器の計画的な整備を行うための事業に要する資金に充てるため、岐阜県公立小中学校等情報機器整備基金を設置することとした。

（第一条関係）

二 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とすることとした。（第二条関係）

三 その他岐阜県公立小中学校等情報機器整備基金に関し必要な事項について定めることとした。

四 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第一号

例 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十一年岐阜県条

例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条に次の一項を加える。

27 次の各号に掲げる職員が当該各号に掲げる作業に従事した場合には、それぞれ当該各号に定める額の災害応急作業等手当を支給する。

一 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内の次に掲げる現場において、災害応急作業等に従事する職員が従事する巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査 従事した日一日につき二千百六十円の範囲内で人事委員会が定める額

イ 河川の堤防等

ロ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十六条第一項（第二号を除く。）

の規定により通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺

二 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急作業等に従事する職員が災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定により居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第六十三条第一項の規定により設定された警戒区域で従事する災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業 従事した日一日につき二千百六十円の範囲内で人事委員会が定める額

三 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定により災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣された職員が従事する災害応急対策に係る作業で心身に著しい負担を与えたと人事委員会が認めるもの 従事した日一日につき七百十円の範囲内で人事委員会が定める額

四 人事委員会が認める職員が従事する前三号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業 従事した日一日につき二千百六十円の範囲内で人事委員会が定める額

第二十条の二第五項の表に次のように加える。

災害応急作業等手当

災害防止作業等手当（前条第二十一項第一号に規定するものに限る。）

災害応急作業等手当（前条第二十七項第一号（口に係る部分に限る。）に規定するものに限る。）	道路上作業手当（前条第十八項第一号に規定するものに限る。）
--	-------------------------------

第二十二條の五第一項中「昭和三十六年法律第二百二十三号」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和六年一月一日から適用する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

例 第二十九号の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第二十二号中「で、心身に著しい負担を与え」と人事委員会が認めるものを削り、「千六百八十円」を「二千六百六十円」に改め、同条第二十七項第三号中「地方公共団体」の下に「の区域」を加え、「で心身に著しい負担を与え」と人事委員会が認めるものを削り、「七百十円」を「千六百二十円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和六年一月一日から適用する。

岐阜県公立小中学校等情報機器整備基金条例をここに公布する。

令和六年三月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三号

岐阜県公立小中学校等情報機器整備基金条例

(設置)

第一条 公立の小学校、中学校、義務教育学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部における情報機器の計画的な整備を行うための事業に要する資金に充てるため、岐阜県公立小中学校等情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第一条に規定する事業に係る精算については、この条例の規定は、同年六月三十日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

令和六年三月十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社